

# 高齢者の肺炎球菌定期予防接種を実施します

令和3年度に定期予防接種として高齢者肺炎球菌の予防接種の対象となる人は、下記の人になります。接種を希望される人は下記をよくお読みのうえ接種を受けてください。なお、新型コロナウイルスの接種券送付と同時期となるため、高齢者肺炎球菌の接種券の送付時期については現在見合わせております。接種券の到着前に接種を希望される人は下記問い合わせ先〔健幸保健課〕までお問い合わせください。

◎注意事項:新型コロナウイルス予防接種を受けるには、原則として前後13日以上の間隔を置く必要があります。また、新型コロナウイルス予防接種と同時に受けることはできません。

## 対象者

①飯塚市に住民票のある人で下記の生年月日に該当する人のうち、今までに肺炎球菌予防接種(23価肺炎球菌ワクチン)を受けたことのない人

65歳(昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生の人) 70歳(昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生の人)  
75歳(昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生の人) 80歳(昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生の人)  
85歳(昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生の人) 90歳(昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生の人)  
95歳(大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生の人) 100歳(大正10年4月2日生～大正11年4月1日生の人)

②飯塚市に住民票のある60歳以上65歳未満の人で心臓・腎臓・呼吸器の機能および、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が極端に制限される程度の障がいがある人(身体障がい者手帳1級程度の障がいがある人)のうち、今までに肺炎球菌予防接種(23価肺炎球菌ワクチン)を受けたことのない人

- 実施期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 接種回数:一人1回のみ(今までに23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は、定期接種の対象外となります。)
- 接種料金:2,400円(医療機関の窓口でお支払いください。)
- 接種の場所:飯塚市・嘉麻市・桂川町の実施医療機関・県内広域予防接種実施医療機関※実施医療機関については、かかりつけの医療機関または、下記にお問い合わせください。接種の際は、予約が必要です。
- 持っていくもの:接種券(はがき)・本人確認ができるもの(被保険者証・運転免許証等)
- 接種券の交付について:対象者の②に該当する人、接種券(はがき)を紛失した場合などは、申請が必要になりますので保健センターにお問い合わせください。
- 接種料金の免除:下記の人、接種料金が免除(無料)になりますので必要書類を医療機関の受付に提示してください。自費で接種した場合、市は払い戻しいたしません。

接種料金免除の対象者	接種料金免除のために必要な書類
生活保護世帯	医療カード
市民税非課税世帯 (世帯全員が該当)	非課税世帯証明書(令和2年1月2日以降に転入した人は転入前の市町村での非課税世帯証明書が必要になることがあります。詳しくは下記にお問い合わせください。)

非課税世帯証明書の発行について 市民課または各支所市民窓口課で発行します。(無料)

●非課税世帯証明書の申請時に必要なもの

※本人および同居の親族の人が申請する場合…窓口に来る人の身分証明書(被保険者証・運転免許証など)

※上記以外の人が申請する場合…窓口に来る人の身分証明書(被保険者証・運転免許証など)・本人からの委任状

※対象者の②に該当する人は、確認のため「身体障がい者手帳」が必要です。

【問い合わせ先】 健幸保健課 成人保健係 ☎0948-24-4002